

令和 8 年度使用関市立関商工高等学校用教科用図書の採択方針

関市立関商工高等学校（以下「学校」という。）の教科用図書の採択は、学校が以下の項目を踏まえて選定した教科用図書の報告を受け、関市教育委員会がこれを行う。

- 1 教科用図書の選定に当たっては、教科書選定委員会を設け、令和 8 年度使用高等学校用教科書目録に登載されているもののうちから、学校の編成する令和 8 年度教育課程に最も適合する教科用図書を選定すること。

なお、学校設定教科・科目等の教科用図書の選定において、令和 8 年度使用高等学校用教科書目録に適切な教科用図書が登載されていない場合には、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（関市立関商工高等学校管理規則第 12 条において「準教科書」とされる教科用図書）を選定することができる。この場合には、関市立関商工高等学校管理規則第 12 条により、市教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 教科書選定委員会は、校長を長とし、副校長、教頭並びに各教科・科目の教科用図書を調査・研究及び選定するのに適当な教員及び学識経験者等の中から、校長が委嘱する委員をもって組織すること。

ただし、教科用図書の編著作に関与した者及び教科用図書発行者が主催する教科用図書に関する会議等に出席した者は委員になることはできない。

- 3 教科用図書の選定に当たっては、同一の課程・学科内にあって単位数を同じくする科目について、一種の教科用図書を選定するとともに、毎年度変更することがないよう、原則として 2 年間は同種の教科用図書を選定すること。

- 4 教科用図書の選定に当たっては、教科書センターの展示や文部科学省の集録した「編修趣意書」等を十分活用し、教科用図書の比較研究を十分に行い、教科書選定委員会において慎重に審議すること。

- 5 教科用図書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、教科用図書発行者の勧誘、宣伝行為による影響によって左右されることのないようにすること。

- 6 教科用図書の選定に当たっては、文部省発行の「教科書採択事務取扱要領」（平成 3 年 3 月）及び岐阜県教育委員会発行の「県立高等学校用教科書選定・採択事務取扱の手引」（令和 7 年度版）に記載されている事項に十分留意すること。